

## TMI 中国最新法令情報 —(2021年3月号)—

### TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大厦 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。近時のバックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(https://www.tmi.gr.jp/service/global/asia-pacific/2021/)

### 目次

一. 中国最新法令	2
1. 中央法規	
(1) インターネット取引監督管理弁法	
2. 司法解釈	
(1) 知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈	
二. 連載 中国法実務のイロハ／第四弾：企業買収のイロハ	10
(第2回 企業買収のプロセス)	
三. 中国法務の現場より	19
(1) 北京の花見コース	
(2) 外国人へのワクチン接種	

## 一. 中国最新法令（2021年2月中旬～2021年3月中旬公布分）

### 1. 中央法規

#### (1) インターネット取引監督管理弁法<sup>1</sup>

国家市場監督管理総局 2021年3月15日公布 2021年5月1日施行

##### ① 背景

近年、中国のインターネット取引の発展は日進月歩であり、「社交電子商取引」「ライブコマース」などの新しいビジネスモデルが続々と登場し、インターネット経済の発展に新たな活力を与え、重要な役割を果たしている一方、新たな問題も生じており、相応の制度規範を完全する必要がある。

また、インターネット取引の規範化のため、2019年1月1日より「電子商取引法」<sup>2</sup>が施行されているが、当該法令の一部の規定が包括的なものであり、実務上ではさらに精緻化する必要があり、インターネット取引に関連する法制度を補完し、管理監督のための法的根拠を提供することが不可欠になった。

このような背景の下で、国家市場監督管理総局は、2014年の「インターネット取引管理弁法」<sup>3</sup>の改正に基づいて、「インターネット取引監督管理弁法」（以下「本弁法」という。）を制定した。

##### ② 主な内容

本弁法は、計56条で構成されており、インターネット取引事業者及びインターネット取引プラットフォーム事業者（以下「プラットフォーム事業者」という。）に関する義務等をメインとして定めている。

##### ア 適用範囲及び定義について

本弁法は、電子商取引法に定めた電子商取引<sup>4</sup>及び社交電子商取引、ライブコマース等インターネット活動における商品の販売またはサービスの提供に関する事業活動に適用される<sup>5</sup>。

本弁法においては、電子商取引法の規定と同じく、規範対象とする関連事業者をネット取引事業者、プラットフォーム事業者及びプラットフォーム内事業者に分けて、更に、社交電子商取引、ライブコマース等インターネットサービス提供者が事業者に対しインターネットにおける経営場所、商品閲覧、注文生成、オンライン決済等インターネット取引プラットフォームサービスを提供する場合、法律に従ってプラットフォーム事業者の義務を履行しなければならない、当該インターネット取引プラットフォームを利用してインターネット取引活動を行う事業者は、法律に従ってプラットフォーム内の事業者の

<sup>1</sup> 「网络交易监督管理办法」

<sup>2</sup> 「电子商务法」

<sup>3</sup> 「网络交易管理办法」

<sup>4</sup> 本弁法第2条

<sup>5</sup> 本弁法第7条

義務を履行しなければならないとされている<sup>6</sup>。つまり、電子商取引法には社交電子商取引、ライブコマースに関する規定がないものの、本弁法の施行により、社交電子商取引、ライブコマースも電子商取引として扱われることとなる。

#### イ インターネット取引事業者の登記管理

電子商取引法第 10 条では、「電子商取引事業者は、一般の市場主体と同じく登記をしなければならない。但し、個人が、自ら生産した農産品、家庭手工芸品を販売する場合又は自分の技能を利用し許可を得る必要のない労務活動及び小額な取引活動に従事する場合、また、法律、行政法規に従って登記する必要のないものは除く」とされているものの、登記不要の範囲に関する適用基準が不明確であった。

この点、本弁法では、上記にいう労務活動について、清掃、洗濯、縫製、理髪、引越し、鍵製作、配管、家電・家具の修理・メンテナンスなどを列挙し、また、小額な取引活動における「小額」の判断基準を年間累計取引総額が 10 万元以下と明示した<sup>7</sup>。

#### ウ 個人情報保護

オンライン市場では、データやトラフィックが競争の重要な要素となっており、プラットフォーム事業者や大規模な一般事業者が個人情報の不正利用によって不当に利益を得ることができる状態になっている。一部のプラットフォームまたは事業者が個人情報を過剰に収集しているという社会的な問題状況を踏まえ、本弁法では個人情報保護に関する特別規定を設けた。

本弁法では、インターネット取引事業者が消費者の個人情報を収集・利用する際には、合法性、正当性、必要性の原則に従い、情報の収集・利用の目的、方法、範囲を明示し、消費者の同意を得なければならず、一回限りの包括的な授権や黙示授権やその他授権とセットとすることや、使用・インストールの停止などの方式により消費者の同意を強制的に取得し、事業活動に直接関係のない情報を収集・利用してはならないと規定した。さらに、事業者が、個人の生物特徴、医療健康情報、金融口座などのセンシティブ情報を収集・利用する際には、項目ごとに消費者の同意を得ることが必要と定めた<sup>8</sup>。

#### エ プラットフォーム事業者に対する制限

近年、一部のプラットフォーム事業者が、当該プラットフォームにて事業を行う事業者がその他のプラットフォームにおける事業活動の遂行に不合理な制限を加えたり、プラットフォーム内の事業者が利用できる宅配便物流サービス提供者に制限を加えるといった問題が多発し、問題視されている。

他方、プラットフォーム事業者による上記のような行為は対外的に表面化しにくいことから、それに対する管理監督が困難である。本弁法では、プラットフォーム事業者は、電子商取引法第 35 条の規定に違反し、プラットフォーム内の事業者の取引、取引価格及

<sup>6</sup> インターネットなど情報ネットを通じて商品を販売する又はサービスを提供する事業活動を指す（電子商取引法第 2 条第 2 項）。

<sup>7</sup> 本弁法第 8 条第 2 項、第 3 項

<sup>8</sup> 本弁法第 13 条

び他の事業者との取引を不当に制限し、又は不当な条件を付し、プラットフォーム内の事業者の独立した運営を妨害することをしてはならないと規定し、以下のように具体的な禁止行為も列挙した<sup>9</sup>。

- 検索の格下げ、商品の撤去、営業の制限、店舗の遮断、サービス料金の値上げ等を通して、プラットフォーム内の事業者が複数のプラットフォームで事業活動を行うことを自主的に選択することを禁止・制限し、不正な手段を利用して特定のプラットフォームでのみ事業活動を行うように制限すること。
- プラットフォーム内事業者が宅配便物流サービスなど取引支援サービスの提供者を独自に選択することを禁止または制限すること。
- その他、プラットフォーム内の事業者の独立した経営を妨げる行為。

#### オ プラットフォーム事業者の主体责任<sup>10</sup>

プラットフォームは、「市場」と「企業」という2つの属性を持つところ、本弁法はプラットフォーム事業者の主体责任を更に強化している。

- プラットフォーム内事業者がプラットフォームに提出した情報を確認・登録し、事業者の身元情報を年2回市場管理監督部門に報告すること。
- 登記を行った事業者と未登記の事業者を区別し、消費者が明確に識別できるようにすること。
- プラットフォーム内の事業活動に対する検査・監視システムを構築し、違法行為を適時に処置し報告すること。
- プラットフォーム内事業者に対して警告、サービスの中止または終了などの措置を取る場合、決定した日から1営業日以内に関連情報を公表しなければならない。
- 市場管理監督部門による管理監督・法執行活動における要求に応じて、プラットフォーム内事業者の身元情報、商品またはサービスに関する情報、取引情報などを提供しなければならず、かつ、ネット取引における違法行為の監視等において、技術面で市場管理監督部門に対して積極的に協力しなければならない。

#### カ インターネット取引事業者の不正競争に関する義務<sup>11</sup>

インターネット取引事業者は、反不正当竞争法等の規定に違反して、市場競争の秩序を乱し、他の事業者や消費者の正当な権利・利益を害する不正競争を実施してはならず、以下のような虚偽または誤認を招くような商業宣伝を行って、消費者を欺いたり、誤認させたりしてはならない。

<sup>9</sup> 本弁法第32条

<sup>10</sup> 本弁法第24条、25条、27条、29条、30条

<sup>11</sup> 本弁法第14条

- 取引記録の偽造やユーザーレビューの捏造。
- 誤認させるようなレビュー表示方式を用いること。
- 虚偽の在庫表示・予約・商戦などを利用して虚偽のマーケティングを行うこと。
- トラフィックデータ等の虚偽表示。

キ インターネット取引事業者による約款、通知、声明等<sup>12</sup>

インターネット取引事業者が消費者に商品またはサービスを提供する際に、約款、通知、声明などを使用する場合、消費者と重大な利害関係がある条文について、顕著な方法で消費者の注意を喚起し、消費者の要求に応じて内容を説明しなければならない、かつ、その約款等には以下の内容を含んではならない。

- インターネット取引業者が、その提供する商品やサービスに関し、負うべき修理、作り直し、交換、返品、数量の補充、代金の返金、損害賠償などの責任を免除し、または一部免除すること。
- 消費者が修理、交換、返品、損害賠償、違約金を請求すること及びその他の合理的な補償を得る権利を行使することを排除または制限すること。
- 消費者が法令に従って仲裁、訴訟を提起する権利等を排除または制限すること。
- 消費者が法令に従って契約を変更または取り消す権利を排除または制限すること。
- インターネット取引事業者が一方的な解釈または最終的な解釈の権利を有することを規定すること。
- その他、消費者にとって不公平・不合理な内容。

## 2. 司法解釈

### (1) 知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈<sup>13</sup>

最高人民法院 2021年3月2日公布 2021年3月3日施行

#### ① 背景

従前、中国の司法実務では知的財産権の権利侵害に関する損害賠償額を低く認定する傾向があった。中南財經政法大学知的財産権研究センターが統計した2008年から2012年までの裁判例によれば、認定された著作権侵害事件における損害賠償額の平均値が1.5万元、商標権侵害事件における損害賠償額の平均値が6.2万元であった<sup>14</sup>。

しかし近年、知的財産権に対する保護を強化する国家戦略・方針に沿って、知的財産権の権利侵害行為に対する摘発は強化され、また知的財産権の権利侵害における損害賠償についても、立法及び司法実務上とも、限定的な賠償から損失全額補填、更に懲罰的損害賠償制度（権利者の損失額の一定倍数を賠償基準とすること）が導入されるなど、近年大きな変動が生じている。

<sup>12</sup> 本弁法第21条

<sup>13</sup> 「最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释」

<sup>14</sup> 「知的財産権の権利侵害に関する損害賠償の裁判例についての実証研究報告（知産権侵害損害賠償事例実証研究報告）」

立法上、「中華人民共和國商標法」の2013年改正で初めて懲罰的損害賠償制度が導入された。その後、2015年に改正された「中華人民共和國種子法」、2019年に改正された「中華人民共和國反不正當競爭法」、2020年に改正された「中華人民共和國特許法」、「中華人民共和國著作權法」でも懲罰的賠償の規定が追加され、2020年に公布された「中華人民共和國民法典」にも、懲罰的損害賠償に関する内容が規定されている。

また、地域における適用基準の統一を図るため、一部の地方裁判所が、知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関するガイドラインも制定している（例えば、深セン中級人民法院の「知的財産権侵害の民事事件における懲罰的損害賠償の適用に関するガイドライン」<sup>15</sup>、天津高級人民法院の「知的財産権侵害の民事事件における懲罰的損害賠償の適用に関する審理委員会紀要」<sup>16</sup>）。

しかし、懲罰的損害賠償について、統一的な基準がなく、制度自体も徹底されていなかったため、必ずしも知的財産案件における賠償額が向上せず、権利者の損失を補償することが困難となっている結果、知的財産権侵害行為の効果的な抑制もできていないという問題を生じている。

このような背景の下で、知的財産権の懲罰的損害賠償制度を適切に実施し、法律に基づいて知的財産権の重大な侵害を処罰し、知的財産権の保護を総合的に強化することを目的として、「知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」（以下「本司法解釈」という。）が公布された。これと同時に、本司法解釈における各規定の意味をさらに正確に把握し、各裁判所が本司法解釈を正しく適用できるように指導するため、最高人民法院は、知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的損害賠償の適用に関する典型裁判例も公布した。

## ② 主な内容

本司法解釈は計7条で構成され、懲罰的損害賠償の適用における要件に関する理解、賠償基数等を定めている。

### ア 適用要件

民法典第1185条では、他人の知的財産権を故意に侵害し、その情状が重大である場合には、被侵害者は適切な懲罰的損害賠償を求めることができるものとされている。一方、商標法第63条第1項及び反不正當競爭法第17条第3項にも商標権や営業秘密を侵害した場合の懲罰的損害賠償を定めているものの、その主観的要件については、「故意」ではなく、「悪意」と規定されている。

しかし、「故意（意図的な侵害）」と「悪意のある侵害」を厳密に区別することは困難であり、「悪意」が商標や不正競爭に適用され、「故意」が知的財産の他の分野に適用されるという誤解が生じないように、「故意」と「悪意」の解釈を統一する必要がある。

本司法解釈では、原告は、被告が原告の有する知的財産権を故意に侵害し、その情状

<sup>15</sup> 「关于知识产权民事侵权纠纷适用惩罚性赔偿的指导意见」

<sup>16</sup> 「关于知识产权侵权案件惩罚性赔偿适用问题的审判委员会纪要」

が重大であると主張して、被告に懲罰的損害賠償を請求する場合、裁判所は法律に基づいて審査し、処理すると定め<sup>17</sup>、同時に、本司法解釈における故意とは、商標法第63条第1項及び反不正当竞争法第17条第3項における「悪意」も含むと定めた<sup>18</sup>。

イ 「故意」の認定について

「故意」の有無を認定する場合、裁判所は、侵害された知的財産権の客体の種類、権利の状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との関係等要素を考慮しなければならず<sup>19</sup>、また、次に掲げるいずれかの一つに該当する場合、「知的財産権を侵害する故意がある」と認定することができる<sup>20</sup>。

- 原告または利害関係者から通知・警告を受けた後、被告が侵害行為を継続している場合
- 被告またはその法定代表者もしくは管理人が、原告または利害関係者の法定代表者、管理人または事実上の支配者である場合
- 被告と原告又は利害関係者との間に、労働、役務、提携、使用許諾、販売代理、代理、代表等の関係があり、かつ、被告が侵害された知的財産権に接触したことがある場合
- 被告と原告又は利害関係者との間に取引関係又は契約締結交渉等を行ったことがある場合
- 海賊版の作成、商標の冒認登録を行った場合

ウ 「情状が重大」の認定について

「情状が重大」の認定について、裁判所は、侵害の手段及び回数、侵害行為の継続期間、地域範囲、規模及び結果、並びに訴訟における侵害者の行為を考慮しなければならないとされている<sup>21</sup>。また、次に掲げるいずれかの一つに該当する場合、「情状が重大」と認定することができる<sup>22</sup>。

---

<sup>17</sup> 本司法解釈第1条第1項

<sup>18</sup> 本司法解釈第1条第2項

<sup>19</sup> 本司法解釈第3条第1項

<sup>20</sup> 本司法解釈第3条第2項

<sup>21</sup> 本司法解釈第4条第1項

<sup>22</sup> 本司法解釈第4条第2項

- 侵害行為により行政処罰を受けた後、または裁判所の判決により権利侵害責任を問われた後に、同一または類似の侵害行為を再び行った場合
- 業として知的財産権を侵害する場合
- 権利侵害の証拠を偽造、破壊または隠蔽した場合
- 保全決定に従わなかった場合
- 権利侵害行為による収益または権利者の損害が巨大である場合
- 侵害行為により国家安全、公共利益または人の健康に危害を及ぼす可能性がある場合

#### エ 賠償基準

懲罰的損害賠償の額を裁定する際、裁判所は関連法令に従い、原告の実損額、被告の違法所得額または権利侵害によって取得した利益を計算の基数とする（侵害を阻止するために原告が支払った合理的な費用は含まれない）ものとされた<sup>23</sup>。

但し、実損額、違法所得額、権利侵害により取得した利益額の算定が困難な場合、裁判所は、該当権利の使用許諾料の倍数を参考にして確定し、これが懲罰的損害賠償額の算定の基数とされる<sup>24</sup>。

また、懲罰的損害賠償制度の重要な役割を果たすために、本司法解釈では、裁判所が法律に基づき被告に対しその保有している権利侵害に関連する帳簿及び情報を提供しよう命じた場合において、被告が正当な理由なく当該帳簿又は情報の提供を拒否し、又は虚偽の帳簿又は情報を提供したときは、裁判所は、原告の主張及び証拠を参考にして懲罰的損害賠償額の算定基数を確定することができるとされた<sup>25</sup>。

商標法等関連法令によれば、懲罰的損害賠償について、基数の1倍から5倍までの範囲で確定することができるとされているが<sup>26</sup>、本司法解釈では、明確な適用基準が定めておらず、単に裁判所は、法律に基づいて懲罰的賠償の倍数を決定する際、被告の主観的過失の程度や侵害の重大性などを考慮しなければならないとされているにとどまる<sup>27</sup>。

また、同一の侵害行為について行政上の過料または刑事上の罰金が科され、かつ、執行された場合には、裁判所は、懲罰的賠償責任の免除を求める被告の請求を支持しないが、懲罰的賠償の倍数を確定する際には総合的に考慮することができるものとされている<sup>28</sup>。

#### ③ 典型裁判例

公布された（2019）最高法知民終 562 号事件において、広州知的財産権法院が第一審において懲罰的損害賠償の主張、請求を支持し、適用倍数を 2.5 倍と確定したが、最高人民法院における第二審では、被告侵害者の主観的悪意、権利侵害を業としていること、立証を妨

<sup>23</sup> 本司法解釈第 5 条第 1 項

<sup>24</sup> 本司法解釈第 5 条第 2 項

<sup>25</sup> 本司法解釈第 5 条第 3 項

<sup>26</sup> たとえば商標法第 63 条第 1 項

<sup>27</sup> 本司法解釈第 6 条第 1 項

<sup>28</sup> 本司法解釈第 6 条第 2 項

げる行為及び権利侵害故意の存続期間、権利侵害の規模などを十分に考慮して最終的に懲罰的損害賠償の倍数を 2.5 倍から法定最大倍数（5 倍）に引き上げた。

また、公布された（2019）蘇民終 1316 号事件及び（2019）粵民再 147 号事件においては、裁判所は原告の主張した賠償請求額を全額認めたが、裁判所によって裁定された懲罰的損害賠償の金額は原告の主張した請求額を上回った<sup>29</sup> <sup>30</sup>。

これらの裁判例から、懲罰的損害賠償の適用に関する権利侵害者の主観的の故意及び客観的な情状についての判断基準をより明確に判明することができる一方、知的財産権の司法的保護を強化するという強いスタンスが強く示されているといえる。

（楊利涛・中国法顧問）

---

<sup>29</sup>（2019）蘇民終 1316 号事件：原告が主張した賠償請求額は 5000 万元であるが、確定された懲罰的損害賠償の基数及び倍数で計算すると、懲罰的損害賠償額は約 6119 万元となる。（2019）粵民再 147 号事件：原告が主張した賠償請求額は 300 万元であるが、確定された懲罰的損害賠償の基数及び倍数で計算すると、懲罰的損害賠償額は約 383 万元となる。

<sup>30</sup>原告が主張した賠償請求額を上回る判決を下すことができないため、判決における最終的な損害賠償額は原告の主張した金額の通りであった。

## 二. 連載 中国法実務のイロハ

### 第四弾：企業買収のイロハ（第2回／全9回）

第1回	2021年2月号	中国での企業買収の在り方
第2回	2021年3月号	企業買収のプロセス
第3回	2021年4月号	法務DDの実施方法
第4回	2021年5月号	法務DDの頻出事項①(組織)
第5回	2021年6月号	法務DDの頻出事項②(許認可・環境)
第6回	2021年7月号	法務DDの頻出事項③(資産)
第7回	2021年8月号	法務DDの頻出事項④(人事労務)
第8回	2021年9月号	取引契約の交渉と締結
第9回	2021年10月号	取引契約の履行

## 第2回 企業買収のプロセス

第四弾「契約実務のイロハ」では、全9回に渡り中国における企業買収に関するプロセスや法務デューデリジェンスにおける頻出問題、そして取引契約の締結、履行と、全般に渡ってご説明します。

第2回目は、企業買収のプロセスというテーマに基づき、中国での企業買収がどのようにして行われるのか、そして実際に企業買収を進めるにあたって留意すべきポイント等を解説します。

### Q4.2.1 中国において企業買収をする場合、具体的にはどのような方法がありますか。

中国において「企業買収」を行う場合、その方法としては大きく企業の持分もしくは株式を取得する方法、又は企業の資産、事業を取得する方法の2つの方法に分けることができます。

また、持分もしくは株式を取得する場合であっても、既存の株主から持分もしくは株式を譲り受ける持分譲渡（株式譲渡）の方法と、対象会社の増資による持分もしくは株式の引き受けの方法があり得ます<sup>31</sup>。

#### (1) 持分（株式）の取得

持分（株式）を取得することで企業を買収する場合、対象会社の株主としての地位を取得し、これにより、対象企業の一切の資産、人員、事業等に対して支配権を有することになります。

また、持分譲渡（株式譲渡）により持分（株式）を取得する場合、対象会社の登録資本に変化が生じないのに対し、増資により持分（株式）を引き受ける場合には、対象会社の登録資本が増加することになります。

<sup>31</sup> 中国の会社類型は、有限責任会社（有限责任公司）と株式会社（股份有限公司）の2つに大別できます。有限責任会社においては、株式が発行されるわけではなく、あくまで持分による支配権を取得するのみであり、その意味で持分保有者を「株主」と表現するのは日本の法律用語からは正確ではないものの、中国の会社法では有限責任会社の出資者も「株主」（股东）と呼ばれることに照らして、本稿では特段その点は区別することなく「株主」と記載します。

## (2) 資産、事業の取得

資産、事業を対象会社から取得する方法による企業買収は、資本取引ではなく、単なる資産、事業の売買取引としての性質を有することになります。したがって、買収者が取得するのは資産（事業）譲渡契約において特定された資産、事業に係る所有権等にとどまります。譲渡可能なものであれば、有体物、無体物を問わず譲渡することが可能です。

中国においては、対象会社が清算を行うにあたり、会社の資産や事業を処分するにあたって、買手にまとめて譲渡することで一括処分するような場面でこのような取引を行うことが多いですが、持分（株式）の取得による買収に比べると、相対的には数は少ないと思われます。

そこで、本稿では主として資本取引による買収、中でも株式の取引よりも一般的に行われている持分の取得による企業買収を念頭に説明をします。

**Q4.2.2 中国において企業買収を行う場合、具体的にはどのような手順を踏んで進行するのでしょうか。**

中国における企業買収を行う場合の一般的なプロセスを示すと以下のとおりです<sup>32</sup>。

### ✓ 取引スキームの検討

持分譲渡による持分取得なのか、増資による持分取得なのか、持分を取得するとしてどの程度の持分比率を取得するのか、といった買収スキームを検討する。

↓

### ✓ 意向書、秘密保持契約の締結

必要に応じて初歩的な買収取引の条件について意向書、枠組契約という形式により合意する。特に独占的交渉権を持たせる場合には、意向書や枠組契約において独占交渉期間を設けることが通常。また、交渉過程における情報開示に関して秘密保持契約書を締結することが情報管理の観点からは重要。

なお、意向書や枠組契約は、対象会社のデューディリジェンスを実施する前に締結される初歩的な合意書面であり、デューディリジェンスによって具体的な取引条件が定まることが通常であるから、意向書や枠組契約で合意された内容については独占交渉権、秘密保持、紛争条項等の条項以外については法的拘束力を持たせないことが多い。

↓

### ✓ デューディリジェンスの実施

法務、財務、会計、ビジネスといった各観点からのデューディリジェンスを実施し、対象会社を買収するにあたっての問題点を検出する。

↓

### ✓ 企業評価の実施

企業の資産評価に基づいて、企業買収対価を決定する。

<sup>32</sup> 取引の内容に応じて前後関係が変わることもありますので、あくまで一般的な流れとしてご理解ください。

- ↓
- ✓ **取引契約の作成、締結**  
デューディリジェンス及び企業評価に基づいた取引契約（持分譲渡契約、増資契約といった資本取引契約、また、合弁会社化する場合には合弁契約）を作成、締結する。

↓

  - ✓ **行政手続の実施**  
変更登記手続、事業者集中にかかる届出等、必要な行政手続の実施。

↓

  - ✓ **クロージング**  
取引契約においてクロージングとして定められた事項の実施（買収対価の支払い、会社印・営業許可証等の証書の引き渡し等）。

**Q4.2.3** 中国において企業買収を行う場合、どのような専門家を関与させることが通常でしょうか。

中国において企業買収を行う場合、通常法律事務所、会計事務所のほか、FA ことファイナンシャルアドバイザーとして投資銀行や銀行が関与することがあります。

法律事務所は、取引スキームの検討、意向書・枠組契約や取引契約の作成、法務デューディリジェンスの実施、クロージングの過程における法的手続のフォロー等、取引全般において関与する場面が多岐にわたります。会計事務所は、財務・税務デューディリジェンスの実施により、企業価値の判断をするに必要な財務状況、税務リスク等の分析、検出を主に担当します。

FA は、取引の規模によっては必ずしも起用されず、日本における企業買収と比べると FA を介さずに行われる企業買収も少なくありません。投資銀行（日本でいえば証券会社）や銀行が FA の役割を果たすことが多く、取引全体のコーディネート、各種デューディリジェンスの実施にあたっての買手と売手の間の調整、取引契約の条件交渉における仲介、クロージングサポート等、取引の円満な成立及び遂行をサポートする役割を有しています。

**Q4.2.4** 中国において企業買収を行うにあたって、どのような行政手続を行う必要がありますか。

中国において企業買収を行うにあたっては、主に以下のような行政上の手続を行うことが必要になり、これらの行政上の手続を行うことが取引のクロージングの前提条件とされることがあります。

(1) 変更登記手続

持分譲渡がなされた場合には株主に変更が生じ、増資がなされた場合には株主のほか登録資本金に変更が生じます。これらは変更登記事由となりますので<sup>33</sup>、市場監督管理局における

<sup>33</sup> 会社登記管理条例（公司登记管理条例）第 31 条第 1 項、第 34 条第 1 項

変更登記を行うことが必要です。このほか、企業買収に伴って会社名や法定代表者、経営範囲、登録住所等に変更が生じることが多いので、あわせて変更登記が行われることが通常です。

(2) 事業者集中に係る届出

当該企業買収が独占禁止法上の事業者集中の要件を満たす場合には、国家市場監督管理総局独占禁止局に対して届出を行うことが必要となります。届出が必要となる取引については、後述します。

(3) 源泉徴収税の納付

もし、中国企業の持分譲渡が中国企業及び日本企業間、又は日本企業間同士で行われた場合、持分譲渡による譲渡所得に対しては企業所得税 10%がかけられます<sup>34</sup>。

そして、非居住者である日本企業に上記譲渡所得が生じた場合、これに係る企業所得税は中国国内において源泉徴収されなければならないと、譲渡対価の支払者が源泉徴収義務者となります<sup>35</sup>。特に日本企業同士での取引のように非居住者同士で持分譲渡が行われた場合、実務上は中国国内の対象会社において源泉徴収を代行させるということが実務上は通常です<sup>36</sup>。

(4) 外貨変更登記

特に外商投資企業、中国内資企業にかかる持分を中国国外の主体が譲り受ける場合、外貨（変更）登記をすることが必要です<sup>37</sup>。逆に、外商投資企業の持分を中国内資企業に全て譲渡することで対象会社が内資企業に変わる場合には外貨登記の抹消をすることが必要となります<sup>38</sup>。

**Q4.2.5 日本の企業同士で中国の企業（例えば売り主となる企業の中国子会社）を買収する場合には、通常の日本企業同士の買収と比較してどのような事項に留意する必要がありますか。**

日本の企業がその出資する中国子会社の持分を他の日本の企業に譲渡することによる中国企業の買収がなされることもあります。この場合は、取引自体は中国ではなく日本で行的ることになります。また、特に、相手方の日本企業の全体又は一部の事業部門を買収し、その中の一部に中国子会社が含まれているというような場合には、取引契約の準拠法は日本法になることが通常で、中国法を準拠法とする必要はありませんし、必ずしも中国語での契約を作成する必要もありません。

もっとも、クロージングの前提条件として、中国国内で行われる行政手続の履行を入れ込むことは必要ですし、また、譲受人において譲渡対価に係る企業所得税の源泉徴収をすることも

<sup>34</sup> 企業所得税法（企业所得税法）第 27 条第 5 号、企業所得税法实施条例（企业所得税法实施条例）第 91 条第 1 項

<sup>35</sup> 企業所得税法第 37 条

<sup>36</sup> 非居住者の企業所得税源泉徴収管理暫定弁法（非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法）第 15 条第 2 項。但し、現在同弁法は既に失効しており、このような実務的運用を裏付ける明確な法的規定は置かれていません。

<sup>37</sup> 外国投資家による国内直接投資外貨管理規定（外国投资者境内直接投资外汇管理规定）第 6 条

<sup>38</sup> 外国投資家による国内直接投資外貨管理規定第 6 条第 2 項

必要となります。また、もしも中国の事業者集中の要件を満たす場合には、事業者集中の届出を行うことも必要になります（事業者集中については後述）。

このように、取引自体は日本で行われるものの、中国国内での各種手続を実施することが必要になるため、取引契約の作成、クロージングの実施をするにあたっては、予め中国国内で実施が必要な手続として何があるかをチェックすることが必要です。

**Q4.2.6 中国において企業価値を判定するにあたっては、どのような方法がありますか。**

中国での企業買収を行うにあたっては、バリュエーション（企業価値評価）を行うことが必要です。バリュエーションの方法については様々ありますが、主要なものは以下のようなものがあります。以下では簡潔に各評価体系、評価方法について紹介するとどめます。

評価体系	資産価値基礎法 <sup>39</sup>	市場比較法 <sup>40</sup>	収益割引法 <sup>41</sup>
評価方法	帳簿価値法 市場価値法 清算価値法	類似取引法 類似会社法	DCF法 <sup>42</sup> EVA法 <sup>43</sup>
長所	財務諸表に基づいた調整が可能で、客観性がある	市場の企業に対する価値の評価を反映しており、直感性がある	企業の基本的な状況、将来的な収益能力を反映させることができ、企業の内在的価値を反映することができる
短所	企業の未来における収益能力について反映することが困難	比較可能な企業、取引が必ずしも存在するわけではない	客観性が弱いため、厳格な前提条件を揃えることが必要

**Q4.2.7 中国において企業買収を行うにあたり、独占禁止法上の申告が必要になるのはどのような場合ですか。**

中国の企業買収をするにあたり、事業者集中（日本の独占禁止法にいう企業結合に相当）の要件を満たす場合には、取引の実行に先立って事業者集中の申告をすることが必要です。

中国国内の企業同士の買収はもちろん、中国内資企業と中国国外の外資企業との間の買収取引、中国国外の外資企業同士の買収取引であっても事業者集中の申告対象取引となりえます。

(1) 事業者集中に該当する取引

事業者集中に該当する取引としては、①事業者の合併、②事業者が持分又は資産を取得することによって他の事業者に対する支配権を取得する取引、③事業者が契約等の方法によりその他の事業者に対する支配権又はその他の事業者に対する決定的な影響力を取得する取引

<sup>39</sup> いわゆるコストアプローチと呼ばれる評価体系で、中国語では「资产价值基础法」などと表記されます。

<sup>40</sup> いわゆるマーケットアプローチと呼ばれる評価体系で、中国語では「市场比较法」などと表記されます。

<sup>41</sup> いわゆるインカムアプローチと呼ばれる評価体系で、中国語では「未来收益折现法」とか「收益现值法」などと表記されます。

<sup>42</sup> 中国語では「折现现金流法」などと表記されます。

<sup>43</sup> 中国語では「经济增加值法」などと表記されます。

のいずれかです<sup>44</sup>。②のとおり、資産や事業の譲渡のように、資本関係への影響のない取引についても事業者集中に該当する可能性がある点は注意が必要です。

## (2) 届出が必要な取引

事業者集中に該当する取引のうち、申告が必要になるのは以下のいずれかに該当する場合があります<sup>45</sup>。

- ① 集中に参加する一切の事業者の前会計年度の全世界における営業額が 100 億人民元を超え、且つ、少なくとも 2 つの事業者の前会計年度の中国における営業額がいずれも 4 億人民元を超える場合
- ② 集中に参加する一切の事業者の前会計年度の中国における営業額が 20 億人民元を超え、且つ、少なくとも 2 つの事業者の全会計年度の中国における営業額がいずれも 4 億人民元を超える場合

なお、上記の事業者の営業額を算定するにあたっては、当該事業者のみならず、以下のよう  
にその関連会社の営業額も含めて計算をすることとなります<sup>46</sup>。

- ① 当該事業者
- ② ①の事業者が直接的又は間接的に支配するその他の事業者
- ③ ①の事業者を直接的又は間接的に支配するその他の事業者
- ④ ③の事業者が直接的に又は間接的に支配するその他の事業者
- ⑤ ①から④の事業者のうち 2 つ以上の事業者が共同で支配するその他の事業者

集中に参加する事業者と直接又は間接的に資本関係のある関連会社であれば、その関連会社の営業額も原則として算定されるということが出来ます。

## (3) 簡易申告

なお、以下のいずれかに該当する場合には、申告手続が通常よりも簡略化された簡易申告を行うことができるとされています<sup>47</sup>。

- ① 同一の関連市場において、集中に参加する事業者のシェアの合計が 15%未満である場合、上流、下流の市場において、集中に参加する事業者のシェアが 25%未満である場合、同一の市場、上流、下流の市場に属さない、集中に参加する事業者が、取引と関連する各市場におけるシェアがいずれも 25%未満である場合
- ② 集中に参加する事業者が中国国外において合弁会社を設立し、当該合弁会社が中国国内において経済活動に従事しない場合
- ③ 集中に参加する事業者が中国国外企業の持分又は資産を買収し、当該中国国外企業が中国国内において経済活動に従事しない場合
- ④ 2 以上の事業者が共同で支配する合弁会社が、集中を通じて、そのうちの 1 又は 1 以上の事業者によって支配されることとなった場合

但し、以下のいずれかに該当する場合には上記にかかわらず簡易申告可能な案件からは除外されます<sup>48</sup>。

<sup>44</sup> 独占禁止法（反壟断法）第 20 条

<sup>45</sup> 事業者集中申告基準に関する規定（关于经营者集中申报标准的规定）第 3 条

<sup>46</sup> 事業者集中申告弁法（经营者集中申报办法）第 5 条第 1 項。但し当該各関連会社相互間の営業額は除きます（同条第 2 項）。

<sup>47</sup> 事業者集中審査暫定規定（经营者集中审查暂行规定）第 17 条

<sup>48</sup> 事業者集中審査暫定規定第 18 条

- ① 2以上の事業者によって共同支配されている合弁会社が、集中を通じて1の事業者によって支配されるに至った場合、当該事業者と合弁会社が同一の市場における競争関係にあり、且つ市場シェアの合計が15%を超える場合
- ② 事業者集中に関連する市場を画定することが困難な場合
- ③ 事業者集中が市場参入、技術進歩に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合
- ④ 事業者集中の消費者その他関連する事業者に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合
- ⑤ 事業者集中が国民経済の発展に対して不利な影響をもたらす可能性がある場合
- ⑥ 市場監督管理総局が市場競争に不利な影響をもたらす可能性があるとして認めた場合

**Q4.2.8** 中国における企業買収にあたって、国家安全審査に関する申告をする必要はありますか。

中国国外の企業が中国国内の企業（外商投資企業含む。）の持分を取得する場合、国家安全審査の要否についても留意が必要です。

外国投資家による中国企業の買収に対しては、外商投資安全審査制度を設け、国家の安全に影響を及ぼす、もしくはその可能性のある投資に対しては安全審査を行うものとされています<sup>49</sup>。

(1) 安全審査の対象となる投資

外商投資のうち<sup>50</sup>、以下の要件を満たすものについては、外国投資者又は中国国内関連者は投資を行うに先立って安全審査業務機関に対して申告をする必要があります<sup>51</sup>。

- ① 軍需産業、軍需産業関連等、国防安全に係る領域への投資及び軍事施設と軍需産業施設周辺地域への投資をする場合
- ② 国家安全に係る重要な農産物、重要なエネルギー・資源、重大な装備製造、重要なインフラ設備、重要な運輸サービス、重要な文化製品・サービス、重要な情報技術・ネットワーク製品とサービス、重要な金融サービス、重要技術及びその他の重要領域への投資をし、且つ投資した企業の実際のコントロール権を取得する場合

なお、上記②にいう「コントロール権を取得」とは、以下のいずれかの場合をいいます<sup>52</sup>。

- ① 外国投資者が企業の50%以上の持分を取得する場合
- ② 外国投資者の取得する企業の持分が50%未満であるが、その保有する表決権が董事会、株主会又は株主総会の決議に対して重大な影響を有する場合

<sup>49</sup> 外商投資法（外商投資法）第35条

<sup>50</sup> ここにいう「外商投資」とは、外国の自然人、企業又はその他組織が直接又は間接的に中国国内で以下の投資活動を行うことをいいます（外商投資安全審査弁法（外商投資安全審査办法）第2条第2項）。

- ・ 外国投資者が単独又はその他の投資者と共同で中国国内で外商投資企業を設立すること
- ・ 外国投資者が中国国内の株式、持分、財産持分又はその他の権益を取得すること
- ・ 外国投資者が単独又はその他の投資者と共同で中国国内で新規のプロジェクトに投資すること
- ・ 法律、行政法規又は國務院の規定するその他の方法による投資

<sup>51</sup> 外商投資安全審査弁法第4条第1項

<sup>52</sup> 外商投資安全審査弁法第4条第2項

③ その他、外国投資者が企業の経営政策、人事、財務、技術等に対して重大な影響を与えることができる場合

(2) 安全審査の実施

外商投資の安全審査については、国家発展改革委員会に設置される工作機制弁工室にて、発展改革委員会及び商務部が、安全審査の日常業務を司ることとされています<sup>53</sup>。

工作機制弁工室は、当事者から申告を受けた場合、提出書類を受領してから 15 営業日以内に安全審査を実施する必要があるか否かについて決定し、書面により当事者に対して通知をするものとされており<sup>54</sup>、当該決定がなされるまでの間、当事者は投資の実施をすることはできません。

**Q4.2.9** 中国における企業買収を行うにあたって、合弁契約（株主間契約）を締結することは必要ですか。

中国における企業買収を行うにあたり、合弁契約（株主間契約）を政府機関に提出することは特段求められていませんので、法的に作成、締結しなければならないものではありません。もっとも、買収によって複数の株主による合弁会社となる場合には、合弁会社の運営に関する事項や、持分の買い取り請求、買い戻し請求等に関する取り決めをしておく必要があることもありますので、実務上は合弁契約（株主間契約）を作成、締結するのが通常です。

**Q4.2.10** 中国における企業買収のクロージングは、通常どのような事項を実施することで行われますか。

例えば、中国企業同士で持分譲渡取引を実行するような場合には、取引対価の送金とともに、経営権を移転するために必要な書類等（営業許可証、各種許認可の原本や会社印等）を引き渡すという形で、売主と買主が同時履行的にクロージング行為をすることでクロージングをすることができます。

しかし、日本企業が中国企業から対象会社の持分を譲り受けたり、増資を引き受けたりする取引の場合、国を跨ぐ取引のため取引対価の送金にも一定の時間がかかり、また、物理的に当事者双方が同一の場所で一定の行為を行うことも困難であり、そのため双方が同時履行的にクロージングを行うということが困難です。このような場合のクロージングとは、特定の日に、どちらかの当事者が一定の行為をするという形になるのが通常です。

例えば上記のような取引において、法的には取引の当事者間で持分譲渡、増資の効力が発生する時点として合意された時点をもってその効力が生じます。もっとも、これら取引による株主、持分比率等の変動については変更登記がされることによってようやく第三者に対抗することができるようになりますので、持分の譲り受け側、増資引き受け側としては、対価の払い込

<sup>53</sup> 外商投資安全審査弁法第 3 条

<sup>54</sup> 外商投資安全審査弁法第 7 条第 1 項

みをする前提として変更登記の完了、あるいは新たな営業許可証が発行されたことを前提条件として、ようやく取引対価の送金に臨むということが多いいえます。この場合には、売主側において対価の支払いを受ける前に変更登記手続を実施し、買主側がその後取引対価を支払うことをもってクロージングとすることになります<sup>55</sup>。

(包城偉豊・弁護士)

---

<sup>55</sup> 売主側としては対価回収リスクを全面的に負うことになるため、当事者の公平という観点から、上記のような取引を実行するにあたってエスクロー口座を利用するということがあります。この場合には、買手側としてはクロージングに先立ってエスクロー口座に取引対価の全部又は一部を入金しておき、クロージングの前提条件が満たされたことを前提として、クロージング日において、当事者双方が、エスクロー開設銀行に対する送金指示の実行と経営権の移転に必要な書類等の引き渡しを行うことによってクロージングとすることもあります。但し、エスクロー口座が中国国内で開設される場合には、当事者双方が中国国内にいないと上記のようなクロージングを行うことが困難という問題点は残ります。

### 三. 中国法務の現場より

#### 1. 北京の花見コース

3月に入り、北京では、春の訪れとともに様々な花が次々と咲いてきている。北京特有の古い建築物と相まって、北京の街中で花が咲き誇ると、特に趣のある景色となる。コロナ禍の関係で、旅行に行くのを自粛している北京市民に対して地元での観光を勧めることを目的として、3月8日、北京市文化旅行局は北京市内の12の花見コースを公表した。今回のイベントのテーマは、「花咲く日々—北京散策、花見と建築鑑賞に関するテーマツアー」<sup>56</sup>である。



各コースでは、それぞれメインの花の種類がフォーカスされており、北京の春に人気の高い花見スポット及びその近辺の古跡や観光地などと組み合わせて、コースが構成されている。具体的には以下の通りである。

- ① 迎春花：北海公園、中山公園、景山公園、明時代城跡公園、東二環状路道沿い緑地
- ② モクレン：長安街、頤和園、潭柘寺、大覺寺、北京国際彫刻公園
- ③ 梅花（ウメの花）：明時代城跡公園、北京植物園、響水湖長城
- ④ 桃花（モモの花）：北京植物園、北海公園、平谷桃花の海
- ⑤ 桜：玉淵潭公園、北京植物園、順義耿タン学院<sup>57</sup>
- ⑥ ライラック：法源寺、戒台寺、天壇公園
- ⑦ 海棠（かいどう）：元時代大都遺跡公園海棠の溪、宋慶齡の故居、紫禁城の文華殿、陶然亭公園、法源寺
- ⑧ 杏子の花：天壇公園、八達嶺長城、居庸関と市政鉄道 s2 線<sup>58</sup>、平谷区北寨村
- ⑨ 梨の花：紫禁城の承乾宮、智化寺、大興梨の園、平谷梨の花大道
- ⑩ チューリップ：中山公園、北京植物園、順義北京国際花の港
- ⑪ 牡丹：景山公園、戒台寺、紫禁城の慈寧宮花園
- ⑫ 梧桐（ごとう）：北京経済技術開発区梧桐大道、南磨房路、車公莊大街

特に北京に駐在されている方には、春のこの時期だからこそその北京市内の景色を、是非満喫してみてくださいと思う。

(呉秀穎・中国法顧問)

<sup>56</sup> 中国語のキャッチフレーズは「花开的日子——漫步北京赏春花读建筑主题游」である。

<sup>57</sup> 中国語で「耿丹」といい、中国の教育家の名前である。

<sup>58</sup> 市政鉄道 s2 線は、快速通勤鉄道であり、線路の両側には桜が沢山植えられている。そのため、春には、当該鉄道を利用している乗客は、満開の桜を鑑賞することができる。

## 2. 外国人へのワクチンの接種

### (1) 中国での接種状況

中国では、今年に入ってから、医療関係者、運輸関係者、教育関係者など感染リスクが高く又は予防の必要性が高い者から順次コロナウイルスワクチンの接種が、無料にて進められてきた。旧正月中に国内感染の状況が落ち着いたことと、ワクチンの供給体制が確立したことから、3月に入り、18歳以上から60歳未満の国民は「应种尽种」<sup>59</sup>という掛け声のもと、ワクチンの接種が推進されている。当初は様子見の人が多かったが、居住区やオフィスビルなどで、バスを仕立てて集団接種場所まで送迎したり、勤務先まで出張して接種をしたりといった例も現れるなど、ありとあらゆる手段で接種を勧奨している。町中には、ワクチン接種を勧める標語が掲げられ、ラジオ放送では、「ワクチン接種は自分を守るとともに、身の回りの人を守ることもなる」などというソフトな表現も聞かれる。ワクチン接種は強制ではないというのが建前であるが、国策として集団免疫を目指すことから、今後さらなる誘導措置がなされる可能性も噂される。また、将来国境の門を開くためには、免疫を付けておくことが必須であるという説明もなされており、ワクチン接種をしておくことが、国内外の移動の際に役立つ可能性が高いとも思われる。

そのような状況から、一気に接種希望者が増え、報道によれば、4月5日までの間に、全国で既に累計1億4280万本の接種がなされたとされる。

上海市では、3月下旬より一日40万本の供給を行っていると言われ、4月中には「应种尽种」を完成させる計画である。

### (2) 外国人への接種開始

その中で、上海市では3月23日付で、外国人にもワクチン接種の対象を広げる旨の通知がなされ、在住の外国人の間で喝采の声が上がった。

従前、「健康雲」というアプリなどを通じた接種の予約システムが運用されていたが、身分証明書番号による実名登録が必要であり、システム上、身分証明書番号を有しない外国人は登録できなかった。これに対して外国人専用のシステムが作られ、パスポート番号や外国人永久居留身分証番号での登録が可能となった。

上海では、右のQRコードをWeChatかAlipayでスキャンすると登録が可能となる。



<sup>59</sup> この言葉の正確な意味は必ずしも明らかではないが、直訳すれば「接種すべき人はできるだけ接種すべき」という意味である。なお、3月末以来、60歳以上の者も接種が可能となった。他方、18歳未満の者は、まだ接種対象者とはされていない。



登録画面では次の情報を入力する。

- ・氏名
- ・パスポート番号又は外国人永久居留身分証番号
- ・国籍（選択肢から選ぶ）
- ・性別（選択肢から選ぶ）
- ・携帯電話番号
- ・有効な居留文書の種類（選択肢から選ぶ）
- ・勤務先又は居住地が所在する区
- ・勤務先又は居住地の住所
- ・接種地点（所在する区の接種地点の選択肢から選ぶ）
- ・社会保険加入の有無
- ・緊急連絡先の氏名
- ・緊急連絡先の電話番号
- ・身分証明書類（写真をアップロード）

これらの情報を入力すると、予約が可能になり、カレンダーから予約枠がある日時を選ぶと予約が完了する。ただ、接種希望者に対して用意された枠が少ないため、予約が数か月先まで取れないという状況も存在するので、希望者は早めに予約をすべきといえる<sup>60</sup>。

### (3) 実際に接種を体験して

筆者は、外国人専用予約システムがオープンした3月29日の早朝に登録を試みた。まずは、事務所所在地の区で登録したが、最も早い枠として予約が取れたのが4月14日のみであった。しかし中国では縁起の良くない数字であるため、直ちに予約を取り消し、今度は居住地の区で登録したところ、3月31日の予約が取れた。

予約の時間に、区の中心部にある社区卫生服务中心<sup>61</sup>を訪れたところ、門外は長蛇の列であった。当該接種地点は外国人専用というわけではないので、中国人も並んでいたが、週1回だけ外国人向けに予約を開放した枠の初日とあって、行列の半分程度は外国人であった。構成は、西洋人のほか、インド人などのアジア系が目立った（日本人らしい姿はなかった）。

建物内に入ると、まず、「知情同意書」（英語版もあり、「Informed Consent」と書かれていた）にサインし、問診票にもサインする。問診票には6つの禁忌事項<sup>62</sup>が挙げられており、これらにすべて「否」とチェックすることで、接種が可能になる。

その上で、社会保険に未加入の外国人は、100元の接種料を支払って、順番を待つ。

<sup>60</sup> なお、一部の区では、混雑緩和のために、特別に枠を追加提供したという例も見られた。

<sup>61</sup> 英語名は Community Healthcare Center。街道（都市部）や郷鎮（郊外・農村部）と呼ばれる末端の行政レベルにおける保健衛生機関。

<sup>62</sup> ①18歳未満であること、②ワクチン接種による重大なアレルギー反応の既往症、③急性疾患、重大な慢性疾患、慢性疾患の急性発症、発熱、④妊娠中又は授乳期間中、⑤神経系の疾患、⑥1か月以内の免疫グロブリンの注射歴



ワクチンは1つ1つ紙箱から取り出し、ワクチンのバーコードと被接種者のバーコード（予約システムによりスマホ画面で表示させる）をそれぞれスキャンして、データベースに登録する。接種はインフルエンザの予防接種と同様、三角筋に刺してあっという間に終了。多少チクリとするだけで、特段の痛みもなかった。

接種後は待合室で30分間経過観察のために待機して、その後各々自由に退散する。

接種後、4時間は入浴禁止、当日は激しい運動を避け、また、当分、辛いものや飲酒は控えるべきということである。当日も翌日以降も特段の副反応はなかった。

コロナワクチンは2回接種することで十分な免疫が得られるとされ、1回目と2回目の間隔は3週間から8週間とされている。

中国のコロナワクチンについては、海外へ積極的に提供を行い、「ワクチン外交」という呼ばれ方もあり、今回のような在住外国人への接種も、政府によるパフォーマンス的なキャンペーンだという面がないではないと思われる。ただ、どこの国のワクチンであれ、接種者が増えて、世界的に集団免疫が整うこととなれば、国境を超える人の流れが復活する日の早期到来が期待できるのであり、中国国内でのワクチン接種キャンペーンについては、肯定的に評価できるのではないかと思う。

(山根基宏・弁護士)

**TMI 中国最新法令情報—2021年3月号—**

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏、包城偉豊・弁護士

発行日：2021年4月9日